

登園許可証明書

南砺市立 _____ 保育園 児童名 _____

病名

出席停止期間

_____ 月 _____ 日 から _____ 月 _____ 日 まで

登園許可日 _____ 月 _____ 日

主要症状が消失し、感染のおそれがないので保育園への登園はさしつかえないと認めます。

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印

※ 登校登園許可証明書が必要な感染症

参考：『保育所における感染症対策ガイドライン』厚生労働省

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
第一種の伝染病		治癒するまで
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風疹(3日はしか)	発疹出現後の前7日から後7間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核		感染のおそれなくなってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	発熱・目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常につよいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157,O111,O26等)		医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎		感染のおそれなくなってから
髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれなくなってから

*インフルエンザは、医師の診断を受けて出席停止期間「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」を過ぎて体調が回復すれば保護者が、『登園届(インフルエンザ専用)』を記載し登園できるようになりました。(令和元年11月)